

袋井市中小企業事業資金利子補給金

交付制度をご利用ください!!



袋井市中小企業事業資金利子補給金交付制度とは、中小企業者の経営の改善発達を図るため、日本政策金融公庫から借り受けた事業資金に対して利子補給する制度です。

申し込み受付期限 ~令和6年2月29日(木)まで

対象者	次の①～③すべてに該当する事業者 ①常時使用する従業員の数が50人以下の者 (卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者は20人以下) ②申請日現在引き続き6月以上継続して同一事業を市内で営んでいる者 ③申請日以前に納期が到来した市税を完納している者
対象融資	①一般貸付 ②マル経融資(小規模事業者経営改善資金) ③一般貸付(生活衛生貸付) ④生活衛生改善貸付 ⑤振興事業貸付 ※ただし、新型コロナウイルス感染症関連の貸付を利用している事業者は対象外です。
対象融資金額	借り受けた資金の500万円以内
利子補給額	年利0.5%以内の利子相当額
利子補給期間	第1回償還日から2年以内

◆ 利子補給金額の計算方法

①借入金額が500万円以下の場合

$$\text{支払利子計} \times \frac{\text{利子補給金利率(年0.5\%以内)}}{\text{借受利率}} = \text{利子補給金額}$$

②借入金額が500万円以上の場合

$$\text{支払利子計} \times \frac{\text{利子補給金利率(年0.5\%以内)}}{\text{借受利率}} \times \frac{\text{利子補給対象借受金額(500万円以内)}}{\text{借受金額}} = \text{利子補給金額}$$

◆手続きの流れ

1 交付申請手続き

(1) 必要書類

- 中小企業事業資金利子補給金交付申請書
- お支払額明細書の写し（融資申込時に日本政策金融公庫から発行された書類）
- ご融資のお知らせの写し

※令和5年度中に対象の融資から新型コロナウイルス感染症特別貸付等、別の融資に借換された方は、借換前と借換後の明細書、両方のご提出をお願いします。

(2) 手続き期限 令和6年2月29日（木）

※1 郵送される場合は2月29日（木）必着でお願い致します。

（不備があった場合、記載された電話番号にご連絡する場合がございます。）

※2 **FAXでの申請は受け付けておりません**。下記の書類提出先まで直接窓口にお持ちいた



2 実績報告及び支払い請求手続き

(1) 必要書類

- 請求書
- お支払済額明細書（日本政策金融公庫発行）

※令和5年4月1日から令和6年3月31日までの分を

令和6年4月1日以降に日本政策金融公庫に連絡し、取り寄せてください。

※お支払い日が月末の場合、4月1日以降に取り寄せても3月分が反映されない場合がございます。その場合は、反映されていない分をお支払いしたことが分かる通帳の写しなどをお持ちください。

日本政策金融公庫浜松支店 TEL053-454-2341

(2) 手続き期限 令和6年4月11日（木）

※**FAXでの申請は受け付けておりません**。下記の書類提出先まで直接窓口にお持ちいただくか、郵送で申請してください。



《**利子補給金の支払日**》 令和6年5月8日（水）～24日（金）頃支払予定



【書類提出・問合せ先】

袋井市産業未来課産業政策係

〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1

TEL：0538-44-3136